議案第1号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正 に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴 う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和2年2月26日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、関係条例の条文を整理するため、本条例を定める必要があるからである。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正 に伴う関係条例の整理に関する条例

(北名古屋市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第1条 北名古屋市固定資産評価審査委員会条例(平成18年北名古屋市 条例第28号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改める。

(北名古屋市行政不服審査関係手数料条例の一部改正)

第2条 北名古屋市行政不服審査関係手数料条例(平成28年北名古屋市 条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1交付の方法の欄中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「情報通信技術利用法」を「デジタル行政推進法」に、「第4条第1項」を「第7条第1項」に改める。

別表第2交付の方法の欄中「情報通信技術利用法第4条第1項」を「デジタル行政推進法第7条第1項」に改める。

(北名古屋市選挙管理委員会関係手数料条例の一部改正)

第3条 北名古屋市選挙管理委員会関係手数料条例 (平成28年北名古屋 市条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表交付の方法の欄中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第4条第1項」を「第7条第1項」に改める。

(北名古屋市固定資産評価審査委員会関係手数料条例の一部改正)

第4条 北名古屋市固定資産評価審査委員会関係手数料条例(平成28年 北名古屋市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表交付の方法の欄中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第4条第1項」を「第7条第1項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。